

自ら避難することが困難な方へ

災害時に備えて 今できること

矢巾町避難行動要支援者名簿

登録のご案内

町では、障がいをお持ちの方や要介護認定を受けている方など、災害時に、自分または家族の力だけで避難することが困難で、何らかの助けを必要とする方（「避難行動要支援者」といいます。）を支援するために、「避難行動要支援者名簿」の登録を進めています。



この名簿は、登録者が居住する行政区の支援者（コミュニティ会長、民生児童委員等）に提供され、地域が主体となって、日ごろの声かけや見守り活動と、災害時の避難支援体制を整えるために活用されます。

<災害時に受けられる支援（例）>

避難連絡・避難誘導に関する支援

安否確認・救助活動に活用

<平常時に受けられる支援（例）>

支援者との交流（日常の声かけ等の見守り）

個別計画や防災訓練に活用

※登録により必ずしも支援が保証されるわけではありません。

※避難行動要支援者名簿とは

平成 25 年 6 月の災害対策基本法の一部改正により、要配慮者のうち、災害発生時の避難等に特に支援を要する方の名簿（避難行動要支援者名簿）の作成が市町村に義務付けられました。

1 名簿登録の対象者

(1) 要介護度3以上でかつ在宅で生活している方

(2) 身体障害者手帳所有者のうち、下記のいずれかに該当する方

・肢体不自由 1級または2級

・視覚障がい 1級または2級

・聴覚障がい 2級

(3) 療育手帳所有者のうち A 判定の方

(4) その他援助を必要とする方



2 名簿登録の手続き

(1) 登録申請書の記入

名簿には個人情報(氏名、生年月日、性別、住所・居所、電話番号等)が記載されるため、原則として、本人の同意が必要となりますが、障害等の状態によって本人が申込むことが困難な場合は、代理の方による申請も可能です。

なお、登録申請書の各記載項目は、必ずしも全て埋める必要はありません。可能な範囲でご記入ください。

(2) 登録申請書を提出

役場福祉課まで、申請書をご提出ください。



3 地域支援者について

「地域支援者」は、登録を希望する方の隣近所の方々をお願いしたいと考えていますが、決して責任の伴うものではありません。普段からの近所付き合いの中で、見守りや、災害時の避難の声掛けなどを行っている方で構いません。

また、地域支援者の記入は必須ではありません。

登録申請書提出後に「地域支援者」を決めていただくことも可能です。

4 地域の皆様へ

災害時に、消防署を始めとする行政機関や消防団などが行う公的支援には限界があり、地域内における見守りや避難の声掛けなどの共助(助け合い)の取り組みが大切です。

地域の皆様には、本事業の趣旨をご理解いただき、「地域支援者」になることを依頼されたときには、ぜひご協力くださいますようお願いいたします。

— 名簿の提供を受けた者には、災害対策基本法のほか、以下のように守秘義務が課せられています —

- * 町の関係部課及び消防署：地方公務員法第34条第1項
- * 民生児童委員：民生委員法第15条
- * 消防団：矢巾町消防団員の定員、免除、給与、服務等に関する条例第10条
- * 名簿を提供する地域支援団体等には、矢巾町が「災害時避難行動要支援者台帳登録名簿共有に関する協定」を締結しています。

【問い合わせ先】 矢巾町役場 福祉課

〒028-3692 岩手県紫波郡矢巾町大字南矢幅第13地割123番地

TEL 019-611-2573(直通) FAX019-611-2579